

## 伊那市都市計画審議会議事概要

項 目	伊那市都市計画審議会
開会日時	平成29年12月27日（水）午前10時00分
閉会日時	平成29年12月27日（水）午前10時30分
場 所	伊那市役所本庁4階 庁議室
出席者	<p>伊那市都市計画審議会委員</p> <p>一般社団法人伊那青年会議所 池上裕平</p> <p>信州大学農学部 岡野哲郎</p> <p>特殊法人伊那商工会議所 唐木和世</p> <p>伊那市男と女ネットワーク協議会 北原世津子</p> <p>伊那市交通安全協会 塩澤幸一</p> <p>上伊那農業協同組合 渋谷 明</p> <p>一般社団法人長野県宅地建物取引業協会南信支部 鈴木孝之</p> <p>伊那市区長会長会 船阪政義</p> <p>一般社団法人長野県建築士会上伊那支部 丸山幸弘</p> <p>伊那市農業委員会 宮下修一</p> <p>伊那市議会 唐澤稔</p> <p>伊那市議会 柳川広美</p> <p>長野県上伊那地域振興局 池内武久</p> <p>長野県伊那建設事務所 高橋智嗣</p> <p>事務局</p> <p>山崎建設部長</p> <p>伊藤都市整備課長、松澤都市整備課長補佐、北原技術主査</p>
欠席者	なし
議事	(1) 法定審議 伊那都市計画用途地域の変更について
資料	<p>伊那市都市計画審議会次第</p> <p>法定審議資料</p> <p>資料1 諮問書の写し</p> <p>資料2 都市計画変更図書</p> <p>資料3 前回審議会質疑等要旨</p> <p>資料4 伊那都市計画用途地域の変更に係る縦覧結果について（報告）写し</p> <p>資料5 長野県知事協議回答の写し</p>

議	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 諮問</p> <p>4 審議会成立について</p> <p>5 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より、議事録署名委員に丸山幸弘委員と宮下修一委員が指名された。</li> </ul> <p>(1) 法定審議 伊那都市計画用途地域の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より資料にて説明</li> </ul>
事	<p>【質疑要旨】</p> <p>(委 員)</p> <p>実際に都市計画が変更される日はいつになるのか。また、新しい都市計画図の作成はいつ頃を予定しているか。</p> <p>(事 務 局)</p> <p>告示日から新しい用途地域が適用となるが、告示は県の都市計画道路の変更告示と同時に行うことを予定しており、現時点ではまだ確定していない。予定としては、2月中の告示を予定している。</p>
概	<p>都市計画図については、現在の都市計画図から大きな変更があり、来年度中に新しい都市計画図を作成したいと考えている。</p> <p>(委 員)</p>
要	<p>現在の用途地域においても既存不適格となっている建築物があるが、そういったところへの指導はどの様に行うのか。</p> <p>(事 務 局)</p> <p>この地域に用途地域を定める以前から建っていた建物であり、変更前の用途地域においても既存不適格の建物となっているが、変更されても既存不適格建築物となる。</p> <p>この建物については、現在の法律に合わないからといって建て直しの必要はなく、その建物をそのまま使ってもらうことには差支えはない。また、建て直し、改築、改修の場合にも現況と同じ用途で、大きさも1.2倍までの小規模な増改築や機械設備の増強も現況と同程度であれば1回は認められる。</p> <p>そのため、既存不適格の建物の所有者に対して、建て直し等を指導する必要はない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採決</li> </ul> <p>委員全員による採決を行い、全員の賛成により伊那都市計画用途地域の変更について議決された。伊那都市計画用途地域の変更について、伊那市都市計画審議会として異議のない旨の答申を伊那市長へ行うことを決めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申について</li> </ul> <p>答申案について委員の承認により決定した。</p> <p>伊那市長への答申について、当審議会において行うことを決定。</p>

